

美浜町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

1. 目的

美浜町ふるさと納税制度を活用した地元特産品等のPR及び美浜町ふるさと応援寄附金(以下「寄附金」という。)の拡充を図るため、寄附者に返礼品の発送を行う事業者(以下「返礼品提供事業者」という。)を募集する。

2. 返礼品提供事業者の応募要件

返礼品提供事業者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場のいずれかが町内にある法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 各種法令を遵守した生産、製造及び販売を行っていること。
- (4) 代表者等が、美浜町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び美浜町個人情報保護条例(平成18年条例第32号)を遵守できること。

3. 返礼品の要件

返礼品の詳細な要件は、平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条の総務省告示第179号第5条の総務大臣が定める基準に該当するものとし、以下の要件を全て満たす商品やサービスとする。ただし、要件に適合しても、町が適当でないと認めた場合は選定されない場合がある。

- (1) 町のPRや地域産業の振興につながる商品で、町内で生産、製造、加工、販売されている又は体験等のサービスが提供されていること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込める。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱えるものとする。
- (3) 町及び町の委託事業者から発注があった場合に、速やかに発送対応が可能であること。
- (4) 公序良俗に反したものでないこと。

4. 返礼品の決定

町が事業者及び返礼品の要件から、返礼品として基準を満たすと判断したものについて総務省に申し出を行い、許可が下りたものを返礼品として決定

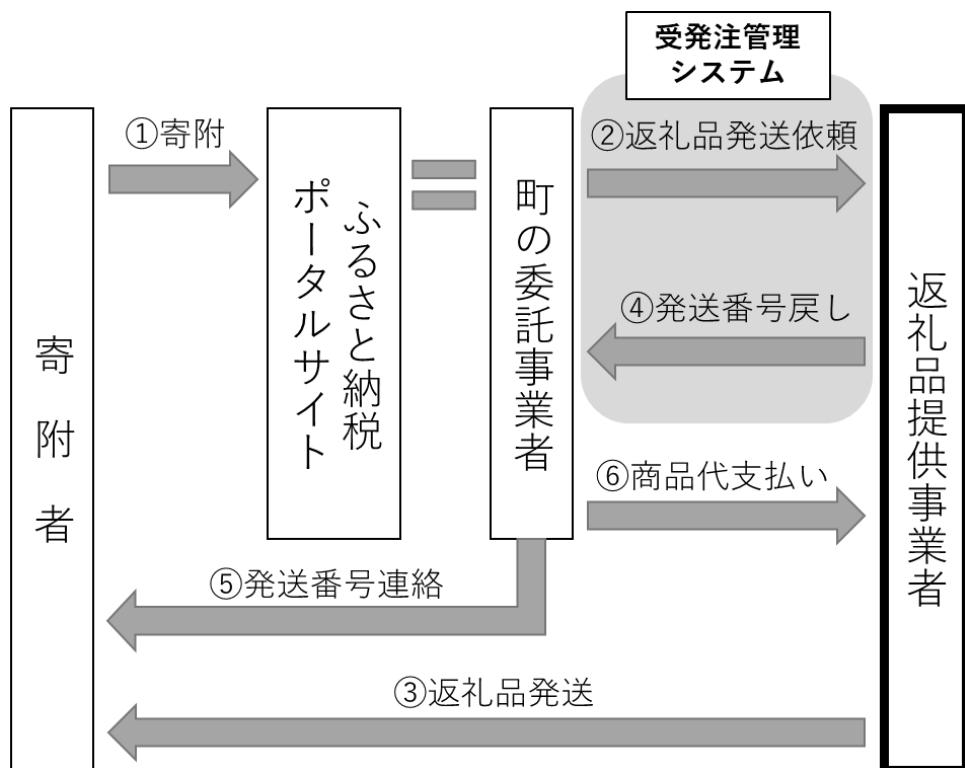
する。寄付金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の価格に3分の10をかけた額を基本として、町が決定する。

5. 返礼品提供事業者のメリット

- (1) 町が利用するふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載することにより、自社の商品や取り組みを全国に広くPRすることができる。（商品代、発送料、ポータルサイト掲載手数料は町が負担）
- (2) 返礼品発送時に、自社のチラシ等を同封することにより、自社のPRをすることができる。

6. 返礼品受発注、代金支払い等の概要

返礼品の受発注や代金の支払い等の概要は次の図のとおりとする。



7. 申込み・問い合わせ先

美浜町役場 地域戦略課 プロモーション係

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

電話：0569-82-1111 FAX：0569-82-4153

メール：senryaku@town.aichi-mihama.lg.jp